平成２８年（フ）第４３１号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅13棟401号
債務者　竹内　勝子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４９号
千葉県船橋市上山町２丁目485番地１　アミュゼ壱番館302号
債務者　ロメロ　ペレス　グスタボ　アドルフォ（ＲＯＭＥＲＯ　ＰＥＲＥＺ　ＧＵＳＴＡＶＯ　ＡＤＯＬＦＯ）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９３号
千葉市中央区白旗２丁目13番13号　そよぎ荘201号
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０８号
千葉市若葉区愛生町120番地
債務者　八重樫武夫
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５２１号
千葉市若葉区西都賀１丁目15番２号　都賀荘305号
債務者　高橋　英雄
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５４号
千葉県船橋市習志野台６丁目24番１号　メゾンファミール201号
債務者　成田　正弥
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６１号
千葉県市川市大洲１丁目２番13号　（シャルム・ＦⅢ―103号）
債務者　田丸　新二
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
千葉県成田市地蔵原新田30―23、住民票上の住所千葉県成田市中野382番地130
債務者　平野　尚彦
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１号
川崎市麻生区東百合丘３丁目17番１―205号
債務者　井辻由美子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
川崎市宮前区南平台８番２―202号　ラヴィドール宮前平
債務者　小西加代子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
川崎市幸区神明町１丁目43番地12　ＫＪメゾン神明町　101
債務者　坂口　浩平
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
川崎市高津区久地２丁目８番43号　石塚ハイツ　203
債務者　板花　千夏（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
川崎市中原区木月２丁目26番６号　ノーブルハイム　103
債務者　加賀谷幸子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
川崎市宮前区馬絹1776番地15　シルクガーデン馬絹　403
債務者　金澤　和也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
川崎市幸区南加瀬２丁目４番34号　ハイツ白山　103
債務者　タボアダ　クリスティ　スズキこと　ＴＡＢＯＡＤＡ　ＣＲＩＳＴＹ　ＳＵＺＵＫＩ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
川崎市麻生区片平３丁目５番２号　ハイツハヅミ　106
債務者　岩瀬　洋一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
川崎市宮前区馬絹1031番地14　クレストシティ宮崎台　1402
債務者　伊藤　義一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係